

各有料老人ホーム設置者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公 印 省 略)

令和6年度有料老人ホームの経営状況等の報告について（通知）

日頃、本県の高齢者福祉行政に御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第29条第11項の規定により有料老人ホームの情報等を所在地の都道府県に報告しなければならないとされており、例年当課に御報告いただいているところです。

つきましては、今年度も下記のとおり関係書類の提出をお願いします。

なお、下記提出書類のうち（3）重要事項説明書、（4）情報開示等一覧表については、県庁ホームページで公開します。

記

## 1 提出書類

（1）経営状況報告書（別記第7号様式）

（2）直近の事業年度（令和5年度）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

ア 有料老人ホームを運営している法人が、有料老人ホーム以外に他業を営んでいる場合は、他業に係る財務諸表も併せて提出すること。

イ 有料老人ホームを運営している企業に親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る財務諸表1部を併せて提出すること。

本社等と調整し、企業グループの財務諸表1部を、企業グループのいずれかの社が提出していただければ結構です。

（3）重要事項説明書：県様式（令和7年3月31日現在の状況）

（4）有料老人ホーム情報開示等一覧表（令和7年3月31日現在の状況）

（5）その他

ア 令和6年7月から令和7年3月までの間に役員に変動があった場合は、当該役員の履歴書及び令和7年3月31日時点の役員名簿を、上記（1）～（4）の提出書類と併せて提出すること。

イ 少なくとも3年毎に事業収支計画の見直しを行い、財務諸表との乖離がある場合は、その原因及び対処方針等を報告すること。

2 提出

原則、ちば電子申請サービスでの提出

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=42291](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=42291)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人支援班



3 提出期限

令和7年5月30日（金）

4 その他

- (1) 「重要事項説明書」及び「情報開示等一覧表」の電子ファイルは、千葉県ホームページからもダウンロードできます。

千葉県ホームページ>高齢者福祉課>有料老人ホームを開設したい方へ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/service/yuuryou.html>